



県章

滋賀県公報

令和6年(2024年)
4月2日
第500号
火曜日

毎週火・金曜 2回発行

目次 (※印は、県例規集に搭載するもの)

○ 規 則

※滋賀県鳥獣の保護及び管理並びに狩猟の適正化に関する法律施行細則の一部を改正する規則(自然環境保全課) 1

○ 告 示

滋賀県統計調査条例に基づく県統計調査に係る調査票情報の提供(国際課) 10

県税の収納事務の委託(税政課) 10

水源森林地域の区域の変更(森林政策課) 10

介護保険法による指定居宅サービス事業者の指定(医療福祉推進課) 11

介護保険法による指定居宅サービス事業者の廃止の届出(医療福祉推進課) 11

コラボしが21貸会議室利用料の徴収事務の委託(商工政策課) 11

道路区域の変更(道路保全課) 11

道路の供用開始(道路保全課) 12

急傾斜地崩壊危険区域の指定(流域政策局) 12

地方自治法に基づく指定納付受託者の指定(管理課) 12

地方自治法に基づく指定納付受託者が納付事務の対象とする歳入等の種類の変更(管理課) 13

○ 公 告

大規模小売店舗の新設の届出の公告(中小企業支援課) 13

大規模小売店舗立地法に基づく意見の概要の公告(中小企業支援課) 13

肥料の品質の確保等に関する法律に基づく肥料登録公告(みらいの農業振興課) 14

肥料の品質の確保等に関する法律に基づく肥料登録有効期間の更新公告(みらいの農業振興課) 14

肥料の品質の確保等に関する法律に基づく肥料登録の失効公告(みらいの農業振興課) 15

公共測量終了公告(監理課) 15

○ 健康福祉事務所告示

介護保険法による指定居宅サービス事業者の廃止の届出(甲賀) 16

介護保険法による指定居宅サービス事業者および指定介護予防サービス事業者の廃止の届出(甲賀) 16

障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律による指定障害福祉サービス事業者の指定(湖北) 16

障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律による指定障害福祉サービス事業者の廃止の届出(甲賀、湖北) 16

○ 公安委員会公告

警備員指導教育責任者講習新規取得講習および追加取得講習開催公告(生活安全企画課) 17

規 則

滋賀県鳥獣の保護及び管理並びに狩猟の適正化に関する法律施行細則の一部を改正する規則をここに公布する。

令和6年4月2日

滋賀県知事 三日月 大造

滋賀県規則第38号

滋賀県鳥獣の保護及び管理並びに狩猟の適正化に関する法律施行細則の一部を改正する規則

滋賀県鳥獣の保護及び管理並びに狩猟の適正化に関する法律施行細則(平成15年滋賀県規則第59号)の一部を次のように改正する。

第4条から第6条までを削る。

第7条第4号カ中「第12条第1項」を「第120条第1項」に、「第一種電気通信事業者が行うその事業」を「認定電気通信事業者が行う同項に規定する認定電気通信事業」に、「放送の用」を「基幹放送の用」に、「有線テレビジョン放送法(昭和47年法律第114号)による有線テレビジョン放送施設」を「有線テレビジョン放送(有線電気通信設備を用いて行われる同法第2条第18号に規定するテレビジョン放送をいう。)の用に供する放送設備」に改め、同号キ中「国立学校設置法(昭和24年法律第150号)第3章の3」を「国立大学法人法(平成15年法律第112号)第2条第4項」に改め、同号ケ中「第25条第1項」の右に「または第25条の2第1項もしくは第2項」を加え、同条を第4条とする。

第8条第1号中「別記様式第10号(その1)」を「別記様式第7号(その1)」に改め、同条第2号中「別記様式第10号(その2)」を「別記様式第7号(その2)」に改め、同条第3号中「別記様式第10号(その3)」を「別記様式第7号(その3)」に改め、同条第4号中「別記様式第10号(その4)」を「別記様式第7号(その4)」に改め、同条を第5条とする。

第9条中「別記様式第11号」を「別記様式第8号」に改め、同条を第6条とする。

第10条第1項中「別記様式第12号」を「別記様式第9号」に改め、同条第2項中「別記様式第13号」を「別記様式第10号」に改め、同条第3項中「別記様式第13号の2」を「別記様式第11号」に改め、同条を第7条とする。

第11条第1項中「第9条第5項」を「第9条第7項」に、「別記様式第14号」を「別記様式第12号」に改め、同条第2項中「別記様式第15号」を「別記様式第13号」に改め、同条を第8条とする。

第12条中「、第20条第4項、第24条第4項」を削り、「別記様式第16号」を「別記様式第14号」に改め、同条を第9条とする。

第13条第1項中「、第20条第5項、第24条第5項」を削り、「別記様式第17号」を「別記様式第15号」に改め、同条第2項中「第9条第5項」を「第9条第7項」に改め、同条第3項中「住民票記載事項証明書」の右に「(本籍地および個人番号が記載されていないものに限る。)」を、「登記事項証明書」の右に「その他の変更の事実を証する書類」を加え、同条を第10条とする。

第14条中「、第20条第6項、第24条第6項」を削り、「別記様式第16号」を「別記様式第14号」に改め、同条を第11条とする。

第15条中「別記様式第18号」を「別記様式第16号」に改め、同条を第12条とする。

第16条中「、法第19条第3項の登録票、法第24条第5項の販売許可証」を削り、同条を第13条とする。

第17条第1項中「別記様式第19号」を「別記様式第17号」に改め、同条第2項中「別記様式第20号」を「別記様式第18号」に、「別記様式第21号」を「別記様式第19号」に改め、同条を第14条とする。

第18条を削る。

第19条中「別記様式第22号」を「別記様式第20号」に改め、同条を第15条とする。

第20条中「別記様式第23号」を「別記様式第21号」に改め、同条を第16条とする。

第21条第1項中「別記様式第24号」を「別記様式第22号」に改め、同条第2項中「別記様式第25号」を「別記様式第23号」に改め、同条第3項中「別記様式第26号」を「別記様式第24号」に改め、同条第4項中「別記様式第27号(その1)」を「別記様式第25号(その1)」に、「別記様式第27号(その2)」を「別記様式第25号(その2)」に、「別記様式第27号(その3)」を「別記様式第25号(その3)」に改め、同条第5項中「別記様式第28号」を「別記様式第26号」に改め、同条第6項中「別記様式第29号」を「別記様式第27号」に改め、同条第7項中「別記様式第30号」を「別記様式第28号」に改め、同条第8項および第9項中「別記様式第31号」を「別記様式第29号」に改め、同条第10項中「別記様式第32号」を「別記様式第30号」に改め、同条第11項中「別記様式第33号」を「別記様式第31号」に改め、同条第12項中「別記様式第34号」を「別記様式第32号」に改め、同条第13項中「別記様式第35号」を「別記様式第33号」に改め、同条第14項中「別記様式第36号」を「別記様式第34号」に改め、同条を第17条とする。

第22条中「別記様式第37号」を「別記様式第35号」に改め、同条を第18条とし、第23条を第19条とし、第24条を第20条とする。

別記様式第1号中「※代表者 ㊟」を「※代表者」

氏 名	印	生 年 月 日	職 業

に改め、同様式注9を削り、同様式別紙1中

氏名	電話番号	生年月日	職業

に改め、同様式別紙1注3を削り、同様

を

式別紙2中「氏名

㊤」を「氏名

」に改め、同様式別紙2注4を削る。

別記様式第2号中「代表者の氏名

㊦」を「代表者の氏名

」に改め、同様式注4を削る。

別記様式第3号中「法人の代表者の氏名

㊦」を「法人の代表者の氏名

」に改める。

「住所

「住所

別記様式第5号中

ふりがな
氏名

を
ふりがな
氏名
TEL
㊦

」に改め、同様式注4を削る。

」

別記様式第6号中「ふりがな
氏名

㊦」を「ふりがな
氏名

」に改め、同様式中注2を削り、注1を注とする。

別記様式第7号から別記様式第9号までを削る。

別記様式第10号(その1)中「第8条関係」を「第5条関係」に、

「ふりがな
氏名
㊦」を「ふりがな
氏名

」に改め、同様式注2(9)を削り、同様式を別記様式第7号(その1)とする。

別記様式第10号(その2)中「第8条関係」を「第5条関係」に、

「ふりがな
氏名
㊦」を「ふりがな
氏名

」に改め、同様式注2(10)を削り、同様式を別記様式第7号(その2)とする。

別記様式第10号(その3)中「第8条関係」を「第5条関係」に、

「ふりがな
氏名
㊦」を「ふりがな
氏名

」に改め、同様式注2(11)を削り、同様式を別記様式第7号(その3)とする。

別記様式第10号(その4)中「第8条関係」を「第5条関係」に、

「ふりがな
氏名
㊦」を「ふりがな
氏名

」に改め、同様式注2(10)を削り、同様式を別記様式第7号(その4)とする。

別記様式第11号中「第9条関係」を「第6条関係」に、

「ふりがな
氏名
㊦」を「ふりがな
氏名

」に改め、同様式注3を削り、同様式を別記様式第8号とする。

別記様式第12号中「第10条関係」を「第7条関係」に改め、同様式(表面)中

「

氏名	㊦
----	---

を

「

氏名	
----	--

に改め、同様式(裏面)中

		知 事	を
		知 事	
<p>(6) 個人情報の取扱いについて 申請者の個人情報は、狩猟に係る行政事務の効率化し、狩猟者情報として蓄積するため、国が提供する情報システムにおいて一元管理します。狩猟に係る行政事務以外の目的で申請者の個人情報を利用することはありませんが、個人情報を国が提供する情報システムで管理することに同意いただくことが必要です。</p>			
個人情報の提供(国が提供する情報システムでの管理)の同意(該当する番号に○印を付してください。)		1 同意する	2 同意しない

改め、同様式(裏面)注5を削り、同様式を別記様式第9号とする。

別記様式第13号中「第10条関係」を「第7条関係」に改め、同様式(表面)中

氏 名		㊦	を
氏 名			に改め、同様式(裏面)中

<p>(6) 狩猟免許の受取方法 狩猟免許更新講習において、免許の更新が認められた場合、次のいずれかの方法で狩猟免許を受け取っていただく必要があります。希望する受取方法の番号に○印を付してください。</p>			
<p>(6) 個人情報の取扱いについて 申請者の個人情報は、狩猟に係る行政事務の効率化し、狩猟者情報として蓄積するため、国が提供する情報システムにおいて一元管理します。狩猟に係る行政事務以外の目的で申請者の個人情報を利用することはありませんが、個人情報を国が提供する情報システムで管理することに同意いただくことが必要です。</p>			
個人情報の提供(国が提供する情報システムでの管理)の同意(該当する番号に○印を付してください。)		1 同意する	2 同意しない
<p>(7) 狩猟免許の受取方法 狩猟免許更新講習において、免許の更新が認められた場合、次のいずれかの方法で狩猟免許を受け取っていただく必要があります。希望する受取方法の番号に○印を付してください。</p>			

改め、同様式(裏面)注7を削り、同様式を別記様式第10号とする。

別記様式第13号の2中「第10条関係」を「第7条関係」に、

「ふりがな 氏 名	㊦	「ふりがな 氏 名	を
--------------	---	--------------	---

に改め、同様式注7を削り、同様式を別記様式第11号とする。

別記様式第14号中「第11条関係」を「第8条関係」に改め、同様式(表面)中

氏 名		㊦	を
氏 名			に、「第9条第5項」を「第9条第7項」に改め、同様式(裏面)中

(8) 職業	具体的職業名：
--------	---------

を

(8) 職業	分類番号：	具体的職業名：
--------	-------	---------

分類番号 1 専門的・技術的職業従事者 2 管理的職業従事者 3 事務従事者 4 販売従事者 5 農林業従事者 6 漁業従事者 7 採鉱・採石作業者 8 運輸・通信従事者 9 技能工・生産工程作業者 10 単純労働者 11 保安職業従事者 12 サービス職業従事者 13 分類不能の職業 14 無職

(9) 個人情報の取扱いについて 申請者の個人情報は、狩猟に係る行政事務の効率化し、狩猟者情報として蓄積するため、国が提供する情報システムにおいて一元管理します。狩猟に係る行政事務以外の目的で申請者の個人情報を利用することはありませんが、個人情報を国が提供する情報システムで管理することに同意いただくことが必要です。

に

個人情報の提供（国が提供する情報システムでの管理）の同意（該当する番号に○印を付けてください。）	1 同意する	2 同意しない
--	--------	---------

改め、同様式（裏面）注9を削り、同様式を別記様式第12号とする。

別記様式第15号中「第11条関係」を「第8条関係」に改め、同様式（表面）中

氏名	⑩
----	---

を

氏名	
----	--

に改め、同様式（裏面）中

(6) 職業	具体的職業名：
--------	---------

を

(6) 職業	分類番号：	具体的職業名：
--------	-------	---------

分類番号 1 専門的・技術的職業従事者 2 管理的職業従事者 3 事務従事者 4 販売従事者 5 農林業従事者 6 漁業従事者 7 採鉱・採石作業者 8 運輸・通信従事者 9 技能工・生産工程作業者 10 単純労働者 11 保安職業従事者 12 サービス職業従事者 13 分類不能の職業 14 無職

に

改め、同様式（裏面）注10を削り、同様式を別記様式第13号とする。

別記様式第16号中「第12条、第14条関係」を「第9条、第11条関係」に、

氏名	⑩
※1 生年月日	年 月 日
※2 職業	

を

氏名	
生年月日	年 月 日
※1 職業	

に、

- 「

<input type="checkbox"/> 許可証	<input type="checkbox"/> 従事者証	<input type="checkbox"/> 指定猟法許可証	<input type="checkbox"/> 登録票
<input type="checkbox"/> 販売許可証	<input type="checkbox"/> 承認証(対象狩猟鳥獣の捕獲等の承認)	<input type="checkbox"/> 狩猟免許	
<input type="checkbox"/> 狩猟者登録証	<input type="checkbox"/> 狩猟者記章	<input type="checkbox"/> 承認証(特定猟具使用制限区域における捕獲等の承認)	
<input type="checkbox"/> 麻醉銃猟許可証			

を
- 「

<input type="checkbox"/> 許可証	<input type="checkbox"/> 従事者証	<input type="checkbox"/> 指定猟法許可証	<input type="checkbox"/> 狩猟免許
<input type="checkbox"/> 狩猟者登録証	<input type="checkbox"/> 狩猟者記章	<input type="checkbox"/> 承認証(対象狩猟鳥獣の捕獲等の承認)	
<input type="checkbox"/> 承認証(特定猟具使用制限区域における捕獲等の承認)	<input type="checkbox"/> 麻醉銃猟許可証		

に改め、同

様式注1中「登録票」を「狩猟免許」に改め、同様式中注2を削り、注3を注2とし、注4を注3とし、注5を削り、同様式を別記様式第14号とする。

別記様式第17号中 「第13条関係」を「第10条関係」に、

「住所」 「住所」

を TEL

ふりがな 氏名 ㊟ ふりがな 氏名

- に、「第9条第5項」を「第9条第7項」に、
- 「

許可証	従事者証	指定猟法許可証	登録票	販売許可証
狩猟免許	狩猟者登録証	承認証(対象狩猟鳥獣の捕獲等の承認)		
	承認証(特定猟具使用制限区域における捕獲等の承認)	麻醉銃猟許可証		

を
- 「

許可証	従事者証	指定猟法許可証	狩猟免許	狩猟者登録証
	承認証(対象狩猟鳥獣の捕獲等の承認)	承認証(特定猟具使用制限区域における捕獲等の承認)	麻醉銃猟許可証	

に改め、同様式中注7を削り、

注6を注7とし、注5の次に次のように加え、同様式を別記様式第15号とする。

6 変更事項を証明した住民票記載事項証明書(本籍地および個人番号が記載されていないものに限る。)(法人にあっては、法人の登記事項証明書)その他の変更の事実を証する書類を添付してください。

別記様式第18号中 「第15条関係」を「第12条関係」に、

「住所」 「住所」

を TEL

ふりがな 氏名 ㊟ ふりがな 氏名

に改め、同様式注3を削り、同様式を別記様式第16号とする。

別記様式第19号中 「第17条関係」を「第14条関係」に、

「住所」 「住所」

を TEL

ふりがな 氏名 ㊟ ふりがな 氏名

に改め、同様式中備考2を削り、備考1を備考とし、同様式を別記様式第17号とする。

別記様式第20号中 「第17条関係」を「第14条関係」に、

「住所」 「住所」

を TEL

ふりがな 氏名 ㊟ ふりがな 氏名

に改め、同様式中注2を削り、注1を注とし、同様式を別記様式第18号とする。

別記様式第21号中 「第17条関係」を「第14条関係」に、

「住所」 「住所」

を TEL

ふりがな 氏名 ㊟ ふりがな 氏名

に改め、同様式中注2を削り、注1を注とし、同様式を別記様式第19号とする。

別記様式第22号中「第19条関係」を「第15条関係」に、
 「ふりがな 氏名」を「ふりがな 氏名」に改め、
 同様式注9を削り、同様式を別記様式第20号とする。

別記様式第23号中「第20条関係」を「第16条関係」に、「代表者の氏名」を「代表者の氏名」に改め、同様式中注2を削り、注1を注とし、同様式別紙

4中	印	職業	を	電話番号	に改め、同様式別紙4中注2を削り、注1を注と

し、同様式を別記様式第21号とする。
 別記様式第24号中「第21条関係」を「第17条関係」に、「代表者の氏名」を「代表者の氏名」に改め、同様式注10を削り、同様式を別記様式第22号とする。

別記様式第25号中「第21条関係」を「第17条関係」に改め、同様式を別記様式第23号とする。

別記様式第26号中「第21条関係」を「第17条関係」に、
 「ふりがな 氏名」を「ふりがな 氏名」に改め、
 同様式中注2を削り、注1を注とし、同様式を別記様式第24号とする。

別記様式第27号(その1)中「第21条関係」を「第17条関係」に、
 「 所属
 射撃技能を 肩書
 証明する者 氏名」を
 「 所属
 射撃技能を 肩書
 証明する者 氏名」に改め、同様式注5を削り、同様式を別記様式
 TEL

式第25号(その1)とする。

別記様式第27号(その2)中「第21条関係」を「第17条関係」に、「代表者の氏名」を「代表者の氏名」に改め、同様式注5を削り、同様式を別記様式第25号(その2)とする。

別記様式第27号(その3)中「第21条関係」を「第17条関係」に、「代表者の氏名」を「代表者の氏名」に改め、同様式注3を削り、同様式を別記様式第25号(その3)とする。

別記様式第28号中「第21条関係」を「第17条関係」に、「代表者の氏名」を「代表者の氏名」に改め、同様式注12を削り、同様式を別記様式第26号とする。

別記様式第29号中「第21条関係」を「第17条関係」に、「代表者の氏名」を「代表者の氏名」に改め、同様式中注2を削り、注1を注とし、同様式を別記様式第27号とする。

別記様式第30号中「第21条関係」を「第17条関係」に、「代表者の氏名」を「代表者の氏名」に改め、同様式中注2を削り、注1を注とし、同様式を別記様式第28号とする。

別記様式第31号中「第21条関係」を「第17条関係」に、「代表者の氏名」を「代表者の氏名」に改め、同様式注3を削り、同様式を別記様式第29号とする。

別記様式第32号中「第21条関係」を「第17条関係」に、「代表者の氏名」を「代表者の氏名」に改め、同様式中注2を削り、注1を注とし、同様式を別記様式第30号とする。

別記様式第33号中「第21条関係」を「第17条関係」に、「代表者の氏名」を「代表者の氏名」に改め、同様式注4を削り、同様式を別記様式第31号とする。

別記様式第34号中「第21条関係」を「第17条関係」に、「代表者の氏名」を「代表者の氏名」に改め、同様式中注2を削り、注1を注とし、同様式を別記様式第32号とする。

別記様式第35号中「第21条関係」を「第17条関係」に、「代表者の氏名」を「代表者の氏名」に改め、同様式注10を削り、同様式を別記様式第33号とする。

別記様式第36号中「第21条関係」を「第17条関係」に、「代表者の氏名」を「代表者の氏名」に改め、同様式注3を削り、同様式を別記様式第34号とする。

別記様式第37号中「第22条関係」を「第18条関係」に、「※代表者」を「※代表者」に改め、同様式注7を削り、同様式別紙8中

住 所	氏 名	印

を

住 所	氏 名	電話番号

に改め、同

様式別紙8中注2を削り、注1を注とし、同様式を別記様式第35号とする。

付 則

- 1 この規則は、公布の日から施行する。
- 2 この規則の施行の際現にある改正前の滋賀県鳥獣の保護及び管理並びに狩猟の適正化に関する法律施行細則に定める様式による用紙は、当分の間、所要の調整を加えて使用することができる。

告 示

滋賀県告示第129号

滋賀県統計調査条例（昭和26年滋賀県条例第7号）第8条の規定に基づき、次のとおり県統計調査に係る調査票情報の提供を行った。

令和6年4月2日

滋賀県知事 三日月 大 造

- 1 調査票情報の提供を受けた者の氏名または名称 公益財団法人滋賀県国際協会
- 2 県統計調査の名称 外国人の住民基本台帳人口調査
- 3 調査票情報の利用目的 公益財団法人滋賀県国際協会のホームページで情報等を公表し、多文化共生の社会づくり推進の基礎資料とするとともに、しが外国人相談センターにおいての多様な相談に対応するための基礎的な資料とするため
- 4 利用する調査票情報を特定するために必要な事項 令和5年度外国人の住民基本台帳調査（滋賀県内外国人国籍別・在留資格別・年齢別人口）
- 5 調査票情報の利用期間 提供を行った日から令和7年2月28日まで
- 6 調査票情報を提供した年月日 令和6年3月1日

滋賀県告示第130号

地方自治法施行令等の一部を改正する政令（令和6年政令第12号）附則第2条第1項の規定に基づき、滋賀県税条例（昭和25年滋賀県条例第55号）に基づく県税の収納事務の一部を次のとおり委託した。

令和6年4月2日

滋賀県知事 三日月 大 造

- 1 委託の相手方 一般社団法人滋賀県自動車整備振興会 守山市木浜町2298番地の1
- 2 委託事務の内容 滋賀県自動車税事務所における自動車税（滋賀県税条例等の一部を改正する条例（平成28年滋賀県条例第52号）第2条の規定による改正前の滋賀県税条例に規定する自動車税を含む。）の収納事務
- 3 委託期間 令和6年4月1日から令和7年3月31日まで
- 4 収納の方法 現金で収納する。

滋賀県告示第131号

滋賀県水源森林地域保全条例（平成27年滋賀県条例第6号）第6条第1項の規定に基づき指定した水源森林地域の区域を、次のとおり変更する。

令和6年4月2日

滋賀県知事 三日月 大 造

水源森林地域の区域を変更する区域 次の図に示すとおり

（「次の図」は、省略し、その図面を滋賀県琵琶湖環境部森林政策課、滋賀県西部・南部森林整備事務所、滋賀県甲賀森林整備事務所、滋賀県中部森林整備事務所、滋賀県湖北森林整備事務所および滋賀県西部・南部森林整備事務所

所高島支所に備え置いて縦覧に供する。)

滋賀県告示第132号

介護保険法(平成9年法律第123号)第41条第1項の指定居宅サービス事業者として、次の者を指定した。

令和6年4月2日

滋賀県知事 三日月 大造

事業所の名称	事業所の所在地	申請者の名称および代表者の氏名または開設者の氏名	主たる事務所の所在地	サービスの種類	指定年月日	介護保険事業所番号
おたすけ家てんてん訪問介護事業所	草津市片岡町559番地1	合同会社おたすけ家てんてん 代表社員 片山佳世	草津市片岡町559番地1	訪問介護	令和6.4.1	2570601951

滋賀県告示第133号

介護保険法(平成9年法律第123号)第41条第1項の指定居宅サービス事業者として指定した者のうち、次の者から廃止の届出があった。

令和6年4月2日

滋賀県知事 三日月 大造

事業所の名称	事業所の所在地	申請者の名称および代表者の氏名または開設者の氏名	主たる事務所の所在地	サービスの種類	介護保険事業所番号	廃止年月日
ハーティーケア青空訪問介護事業所	草津市上笠四丁目2-25-301	ハーティーケア青空 有限会社 代表取締役 辻博子	草津市上笠四丁目2-25-301	訪問介護	2570600185	令和6.3.31

滋賀県告示第134号

地方自治法施行令等の一部を改正する政令(令和6年政令第12号)附則第2条第1項の規定に基づき、コラボしが21貸会議室利用料の徴収事務を次のとおり委託した。

令和6年4月2日

滋賀県知事 三日月 大造

- 1 委託の相手方 PFI 滋賀21会館株式会社 大津市別保一丁目15番38号
- 2 委託事務の内容 コラボしが21貸会議室利用料の徴収事務
- 3 委託期間 令和6年4月1日から令和7年3月31日まで
- 4 徴収の方法 現金で徴収する。

滋賀県告示第135号

道路法(昭和27年法律第180号)第18条第1項の規定に基づき、次の道路の区域を変更する。

この関係図面は、令和6年4月2日から令和6年4月16日まで滋賀県土木交通部道路保全課において一般の縦覧に供する。

令和6年4月2日

滋賀県知事 三日月 大造

道路の種類	路線名	道路の区域				
		区間	変更の前後の別	敷地の幅員	延長	備考

県道	八坂高宮線	彦根市開出今町字西海道450番地先から	変更後	最小 6.4m } 最大 9.1m	391.1m	管理界の変更に伴う道路区域の変更
		彦根市開出今町字中出257番地先まで	変更前	最小 5.2m } 最大 6.5m		

滋賀県告示第136号

道路法(昭和27年法律第180号)第18条第2項の規定に基づき、次のとおり道路の供用を開始する。

この関係図面は、令和6年4月2日から令和6年4月16日まで滋賀県土木交通部道路保全課において一般の縦覧に供する。

令和6年4月2日

滋賀県知事 三日月 大造

路線名	供用開始の区間	供用開始の年月日	備考
八坂高宮線	彦根市開出今町字西海道450番地先から 彦根市開出今町字中出257番地先まで	令和6.4.2 10時	L=391.1m

滋賀県告示第137号

急傾斜地の崩壊による災害の防止に関する法律(昭和44年法律第57号)第3条第1項の規定により、急傾斜地崩壊危険区域を次のとおり指定する。

令和6年4月2日

滋賀県知事 三日月 大造

- 1 区域の名称 志賀谷
- 2 区域の表示 次に掲げる地区の土地にある標柱1号から10号までを順次結んだ線および標柱1号と10号を結んだ線に囲まれた区域

市	町	大字	字	地番	標柱番号
米原市		志賀谷	洞	340	1
〃		〃	〃	〃	2
〃		〃	丸山	339-1	3
〃		〃	〃	〃	4
〃		〃	〃	334	5
〃		〃	洞	343-2 地先水路敷	6
〃		〃	〃	343-3	7
〃		〃	〃	2993	8
〃		〃	〃	〃	9
〃		〃	〃	2992	10

滋賀県告示第138号

地方自治法(昭和22年法律第67号)第231条の2の3第1項の規定に基づき、指定納付受託者として次の者を指定した。

令和6年4月2日

滋賀県知事 三日月 大造

指定納付受託者の名称	指定納付受託者の事務所の所在地	指定年月日	指定納付受託者が納付事務の対象とする歳入等の種類

株式会社さとふる	東京都中央区京橋二丁目 2番1号	令和6.4.1	寄附金
----------	---------------------	---------	-----

滋賀県告示第139号

地方自治法(昭和22年法律第67号)第231条の2の3第1項の規定に基づき指定した次の指定納付受託者について、当該指定納付受託者が納付事務の対象とする歳入等の種類を変更した。

令和6年4月2日

滋賀県知事 三日月 大造

指定納付受託者の名称	指定納付受託者の事務所の所在地	変更年月日	歳入等の種類	
			変更前	変更後
SBペイメントサービス株式会社	東京都港区海岸一丁目 7番1号	令和6.4.1	使用料および手数料、寄附金、諸収入(雑入)	使用料および手数料、諸収入(雑入)

公 告

大規模小売店舗の新設の届出の公告

大規模小売店舗立地法(平成10年法律第91号)第5条第1項の規定に基づき、大規模小売店舗を新設する旨の届出があったので公告する。

令和6年4月2日

滋賀県知事 三日月 大造

- 1 大規模小売店舗の名称および所在地 (仮称)フレンドマート八日市妙法寺店 東近江市妙法寺町702番 ほか
- 2 大規模小売店舗を設置する者の氏名または名称および住所ならびに法人にあっては、代表者の氏名 株式会社平和堂 彦根市西今町1番地 代表取締役 平松正嗣
- 3 大規模小売店舗において小売業を行う者の氏名または名称および住所ならびに法人にあっては、代表者の氏名 株式会社平和堂 彦根市西今町1番地 代表取締役 平松正嗣
- 4 大規模小売店舗の新設をする日 令和6年10月17日
- 5 大規模小売店舗内の店舗面積の合計 1,383平方メートル
- 6 駐車場の収容台数 40台
- 7 駐輪場の収容台数 40台
- 8 荷さばき施設の面積 143.5平方メートル
- 9 廃棄物等の保管施設の容量 7.1立方メートル
- 10 大規模小売店舗において小売業を行う者の開店時刻および閉店時刻 9時から21時50分まで
- 11 来客が駐車場を利用することができる時間帯 8時30分から22時まで
- 12 駐車場の自動車の出入口の数 3か所
- 13 荷さばき施設において荷さばきを行うことができる時間帯 6時から22時まで
- 14 届出年月日 令和6年2月16日
- 15 届出書類の縦覧場所および縦覧期間
 - (1) 縦覧場所
滋賀県総合企画部県民活動生活課県民情報室 大津市京町四丁目1番1号
滋賀県商工観光労働部中小企業支援課 大津市京町四丁目1番1号
東近江市商工観光部商工労政課 東近江市八日市緑町10番5号
 - (2) 縦覧期間 令和6年4月2日から令和6年8月2日まで
- 16 意見書の提出期限および提出先
 - (1) 提出期限 令和6年8月2日
 - (2) 提出先 滋賀県商工観光労働部中小企業支援課 〒520-8577 大津市京町四丁目1番1号

大規模小売店舗立地法に基づく意見の概要の公告

大規模小売店舗立地法(平成10年法律第91号)第8条第1項の規定により聴取した意見について、同条第3項の規

定により、次のとおりその概要を公告する。

令和6年4月2日

滋賀県知事 三日月 大造

- 大規模小売店舗の名称および所在地 フレンドマート長浜祇園店 長浜市祇園町298番1 ほか
- 意見の概要 長浜市からの意見
 - 周辺の交通環境保持に留意していただくとともに、貴社員等に対して交通安全啓発や通勤経路、搬入経路の指導に努めてください。
 - 早朝・深夜の騒音にご留意ください。
 - 自動車の駐車部分の面積が500平方メートル以上である駐車場の構造および設備は、他法令の規定の適用がある場合における当該規定のほか、道路交通の円滑化等を目的として制定された駐車場法(昭和32年法律第106号)および駐車場法施行令(昭和32年政令第340号)で定める技術的基準によらなければなりませんので、ご留意ください。なお、必要により公安協議等を行ってください。
 - 長浜市屋外広告物条例(平成23年長浜市条例第45号)に定める第5・6種地域に位置します。屋外広告物の表示または掲出については、長浜市屋外広告物条例および長浜市屋外広告物条例施行規則(平成24年長浜市規則第6号)に定める許可基準に適合させるとともに、同条例に定める許可申請が必要な場合は、屋外広告物の表示または掲出の前に許可申請をし、許可を受けてください。
- 意見の縦覧場所および縦覧期間
 - 縦覧場所
滋賀県総合企画部県民活動生活課県民情報室 大津市京町四丁目1番1号
滋賀県商工観光労働部中小企業支援課 大津市京町四丁目1番1号
長浜市産業観光部商工振興課 長浜市八幡東町632番地
 - 縦覧期間 令和6年4月2日から令和6年5月2日まで

肥料の品質の確保等に関する法律に基づく肥料登録公告

肥料の品質の確保等に関する法律(昭和25年法律第127号)第7条第1項の規定に基づき次の肥料を登録したので、同法第16条第1項の規定に基づき公告する。

令和6年4月2日

滋賀県知事 三日月 大造

登録番号	肥料の種類	肥料の名称	保証成分量(%)	その他の規格	生産業者の氏名または名称および住所	登録年月日
滋賀県第622号	副産肥料	パワーパイオPK	く溶性りん酸 25.0 く溶性カリ 16.0 く溶性苦土 18.0	公定規格のとおり	株式会社日野ドリームファーム 蒲生郡日野町大字西大路字大水2658番1	令和5.6.8
滋賀県第623号	菌体肥料	たねや菌体肥料	窒素全量 2.0 りん酸全量 1.0	公定規格のとおり	島本微生物工業株式会社 甲賀市水口町本丸1-23	令和5.8.25
滋賀県第624号	乾燥菌体肥料	やすえ	窒素全量 4.0 りん酸全量 1.0	公定規格のとおり	秦食品株式会社 蒲生郡竜王町大字山面460番	令和5.9.11
滋賀県第625号	副産動植物質肥料	アミー5	窒素全量 5.0	該当なし	朝日アグリア株式会社 埼玉県児玉郡神川町渡瀬222番地	令和6.1.23

肥料の品質の確保等に関する法律に基づく肥料登録有効期間の更新公告

肥料の品質の確保等に関する法律(昭和25年法律第127号)第12条第2項の規定に基づき次の肥料の登録有効期間を更新したので、同法第16条第1項の規定に基づき公告する。

令和6年4月2日

滋賀県知事 三日月 大造

登録番号	肥料の種類	肥料の名称	保証成分量 (%)	その他の規格	生産業者の氏名または名称および住所	有効年月日
滋賀県第584号	混合有機質肥料	混合有機質肥料611号	窒素全量 6.0 りん酸全量 1.0 加里全量 1.0	公定規格のとおり	朝日アグリア株式会社 埼玉県児玉郡神川町渡瀬222番地	令和8.9.23
滋賀県第596号	混合有機質肥料	くみあい混合有機質肥料521T号	窒素全量 5.5 りん酸全量 2.0 加里全量 1.0	公定規格のとおり	朝日アグリア株式会社 埼玉県児玉郡神川町渡瀬222番地	令和8.7.3
滋賀県第599号	化成肥料	くみあい苦土・有機入り複合肥料673T号	窒素全量 6.0 りん酸全量 7.0 く溶性りん酸 5.9 加里全量 3.0 く溶性加里 2.8 水溶性加里 1.0 く溶性苦土 1.0	公定規格のとおり	朝日アグリア株式会社 埼玉県児玉郡神川町渡瀬222番地	令和8.9.13
滋賀県第609号	混合有機質肥料	くみあい混合有機質肥料721号	窒素全量 7.0 りん酸全量 2.0 加里全量 1.0	公定規格のとおり	朝日アグリア株式会社 埼玉県児玉郡神川町渡瀬222番地	令和12.2.8

肥料の品質の確保等に関する法律に基づく肥料登録の失効公告

肥料の品質の確保等に関する法律(昭和25年法律第127号)第14条の規定により次の肥料登録は失効したので、同法第16条第1項の規定に基づき公告する。

令和6年4月2日

滋賀県知事 三日月 大造

登録番号	肥料の種類	肥料の名称	保証成分量 (%)	その他の規格	生産業者の氏名または名称および住所	失効年月日
滋賀県第589号	化成肥料	くみあい苦土・有機入り複合肥料179号	窒素全量 1.0 りん酸全量 17.0 く溶性りん酸 16.0 加里全量 9.0 く溶性加里 8.6 水溶性加里 3.0 く溶性苦土 4.0	公定規格のとおり	朝日アグリア株式会社 埼玉県児玉郡神川町渡瀬222番地	令和5.8.8

公共測量終了公告

測量法(昭和24年法律第188号)第39条において準用する同法第14条第2項の規定により、野洲市長 栢木 進から公共測量の終了について次のとおり通知があった。

令和6年4月2日

滋賀県知事 三日月 大造

- 1 作業の種類 公共測量(都市計画基本図修正測量)
- 2 作業の地域 野洲市全域
- 3 作業の終了日 令和6年2月29日

公共測量終了公告

測量法(昭和24年法律第188号)第39条において準用する同法第14条第2項の規定により、測量計画機関である滋賀県知事 三日月 大造から公共測量の終了について次のとおり通知があった。

令和6年4月2日

滋賀県知事 三日月 大造

- 1 作業の種類 公共測量(基準点測量)
- 2 作業の地域 草津市笠山七丁目
- 3 作業の終了日 令和6年2月19日

健康福祉事務所告示

滋賀県甲賀健康福祉事務所告示第4号

介護保険法(平成9年法律第123号)第41条第1項の指定居宅サービス事業者として指定した者のうち、次の者から廃止の届出があった。

令和6年4月2日

滋賀県甲賀健康福祉事務所長 松原 峰生

事業所の名称	事業所の所在地	申請者の名称および代表者の氏名または開設者の氏名	主たる事務所の所在地	サービスの種類	介護保険事業所番号	廃止年月日
訪問介護ほほえみ	甲賀市甲賀町大原市場22-4	合同会社ほほえみ 代表社員 荒川貴司	甲賀市甲賀町高嶺888番地1	訪問介護	2571401245	令和6.1.31

滋賀県甲賀健康福祉事務所告示第5号

介護保険法(平成9年法律第123号)第41条第1項の指定居宅サービス事業者および同法第53条第1項の指定介護予防サービス事業者として指定した者のうち、次の者から廃止の届出があった。

令和6年4月2日

滋賀県甲賀健康福祉事務所長 松原 峰生

事業所の名称	事業所の所在地	申請者の名称および代表者の氏名または開設者の氏名	主たる事務所の所在地	サービスの種類	介護保険事業所番号	廃止年月日
訪問看護ほほえみ	甲賀市甲賀町大原市場22番地4エールコナン	合同会社ほほえみ 代表社員 荒川貴司	甲賀市甲賀町高嶺888番地1	訪問看護 介護予防訪問看護	2561490182	令和6.1.31

滋賀県湖北健康福祉事務所告示第6号

障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律(平成17年法律第123号)第29条第1項の指定障害福祉サービス事業者として、次の者を指定した。

令和6年4月2日

滋賀県湖北健康福祉事務所長 嶋村 清志

事業所の名称	事業所の所在地	名称	主たる事務所の所在地	指定障害福祉サービスの種類	指定年月日	事業所番号
ヘルパーステーション l o p i	長浜市月ヶ瀬町525	社会福祉法人 滋賀県障害児協会	守山市守山町168番地1	居宅介護 重度訪問介護	令和6.4.1	2510300847

滋賀県甲賀健康福祉事務所告示第6号

障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律(平成17年法律第123号)第29条第1項の指定障害福

祉サービス事業者として指定した者のうち、次の者から廃止の届出があった。

令和6年4月2日

滋賀県甲賀健康福祉事務所長 松原峰生

事業所の名称	事業所の所在地	名称	主たる事務所の所在地	指定障害福祉サービスの種類	事業所番号	廃止年月日
訪問介護ほえみ	甲賀市甲賀町大原市場22-4	合同会社ほえみ 代表社員 荒川貴司	甲賀市甲賀町高嶺888番地1	居宅介護 重度訪問介護 同行援護	2511400455	令和6.1.31

滋賀県湖北健康福祉事務所告示第7号

障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律(平成17年法律第123号)第29条第1項の指定障害福祉サービス事業者として指定した者のうち、次の者から廃止の届出があった。

令和6年4月2日

滋賀県湖北健康福祉事務所長 嶋村清志

事業所の名称	事業所の所在地	名称	主たる事務所の所在地	指定障害福祉サービスの種類	事業所番号	廃止年月日
居宅介護事業所サポートアイ	米原市天満1番地1	株式会社ライフサポート逢衣	米原市春照1138番地	居宅介護 重度訪問介護	2512400249	令和6.3.31

公安委員会公告

警備員指導教育責任者講習新規取得講習および追加取得講習開催公告

警備業法(昭和47年法律第117号。以下「法」という。)第22条第2項第1号に規定する警備員指導教育責任者講習〔新規取得講習・追加取得講習〕を次のとおり実施する。

令和6年4月2日

滋賀県公安委員会委員長 大塚良彦

- 1 講習に係る警備業務の区分 法第2条第1項第1号に規定する警備業務(以下「1号警備業務」という。)
- 2 講習日時
 - (1) 新規取得講習 令和6年5月9日(木)から同月17日(金)まで(土曜日および日曜日を除く。)の午前9時から午後5時まで
 - (2) 追加取得講習 令和6年5月14日(火)から同月17日(金)までの午前9時から午後5時まで
- 3 修了考査 新規取得講習については令和6年5月20日(月)午前9時から100分間、追加取得講習については同日午前9時から35分間
- 4 講習場所 大津市打出浜1番6号 大津市勤労福祉センター
- 5 受講定員 新規取得講習および追加取得講習を合わせて30人
- 6 講習科目 警備員指導教育責任者及び機械警備業務管理者に係る講習等に関する規則(昭和58年国家公安委員会規則第2号)第5条および第6条に規定する講習事項
- 7 受講対象者
 - (i) 新規取得講習 受講申込みを行う日において、警備員指導教育責任者資格者証または警備員指導教育責任者講習修了証明書(以下「資格者証等」という。)の交付を受けていない者であって、次のいずれかに該当するものとする。
 - ア 最近5年間に1号警備業務に従事した期間が通算して3年以上である者
 - イ 警備員等の検定等に関する規則(平成17年国家公安委員会規則第20号。以下「検定規則」という。)第4条に規定する1級の検定(1号警備業務に係るものに限る。以下「1級検定」という。)に係る法第23条第4項の合格証明書(以下「合格証明書」という。)の交付を受けている者
 - ウ 検定規則第4条に規定する2級の検定(1号警備業務に係るものに限る。以下「2級検定」という。)に係る

る合格証明書の交付を受けている警備員であって、当該合格証明書の交付を受けた後、継続して1年以上1号警備業務に従事しているもの

エ 検定規則附則第3条の規定による廃止前の警備員等の検定に関する規則(昭和61年国家公安委員会規則第5号。以下「旧検定規則」という。)第1条第2項に規定する1級の検定(1号警備業務に係るものに限る。以下「旧1級検定」という。)に合格した者

オ 旧検定規則第1条第2項に規定する2級の検定(1号警備業務に係るものに限る。以下「旧2級検定」という。)に合格した警備員であって、当該検定に合格した後、継続して1年以上1号警備業務に従事しているもの

(2) 追加取得講習 受講申込みを行う日において、1号警備業務以外の警備業務の区分の資格者証等の交付を受けている者であって、次のいずれかに該当するものとする。

ア 最近5年間に1号警備業務に従事した期間が通算して3年以上である者

イ 1級検定に係る合格証明書の交付を受けている者

ウ 2級検定に係る合格証明書の交付を受けている者であって、当該合格証明書の交付を受けた後、継続して1年以上1号警備業務に従事しているもの

エ 旧1級検定に合格した者

オ 旧2級検定に合格した者であって、当該検定に合格した後、継続して1年以上1号警備業務に従事しているもの

8 受付期間 令和6年4月10日(水)から同月18日(木)まで(土曜日および日曜日を除く。)とする。ただし、定員に達し次第締め切る。

9 申込場所 滋賀県内の最寄りの警察署

10 申込方法 6か月以内に撮影した無帽、無背景の顔写真を貼付した警備員指導教育責任者講習受講申込書1通に、次の(1)または(2)に掲げる書類を添付して申込場所に提出すること。

(1) 新規取得講習の場合

ア 7(1)アに該当する者については、1号警備業務に従事していたことを疎明する警備業者等の作成に係る書面(以下「警備業務従事証明書」という。)および履歴書

イ 7(1)イに該当する者については、1級検定の合格証明書の写し

ウ 7(1)ウに該当する者については、2級検定の合格証明書の写しおよび警備業務従事証明書

エ 7(1)エに該当する者については、旧1級検定の合格証の写し

オ 7(1)オに該当する者については、旧2級検定の合格証の写しおよび警備業務従事証明書

(2) 追加取得講習の場合

ア 7(2)アに該当する者については、資格者証等の写し、警備業務従事証明書および履歴書

イ 7(2)イに該当する者については、資格者証等の写しおよび1級検定の合格証明書の写し

ウ 7(2)ウに該当する者については、資格者証等の写し、2級検定の合格証明書の写しおよび警備業務従事証明書

エ 7(2)エに該当する者については、資格者証等の写しおよび旧1級検定の合格証の写し

オ 7(2)オに該当する者については、資格者証等の写し、旧2級検定の合格証の写しおよび警備業務従事証明書

11 受講料 申込時に、新規取得講習にあつては47,000円、追加取得講習にあつては23,000円に相当する額の滋賀県警察関係事務手数料収入証紙により納付すること。なお、納付した受講料は、申込受理後は、申込みを取り消した場合、講習を受けなかった場合等でも還付しない。

12 携行品 筆記具および警備業関係法令集を持参すること。

13 集合時間等 集合時間等の詳細については、申込時に交付する「講習のしおり」を参照すること。

14 実施委託 この講習は、一般社団法人滋賀県警備業協会に委託して実施する。

15 問合せ先 滋賀県警察本部生活安全部生活安全企画課(電話 077-522-1231)または各警察署の生活安全課もしくは生活安全刑事課

16 その他 天災その他の不可抗力の事態により、講習日、場所等を変更し、または講習を中止する可能性があるので、滋賀県警察本部ホームページで最新の情報を確認すること。